

岐阜県生活指導研究協議会 年会費にかかる細則

(目的)

第1条 本細則は、岐阜県生活指導研究協議会規約第6条および第23条に定められた年会費について定めるものである。

(正会員の年会費)

第2条 正会員の年会費は、2000円とする。

(賛助会員の年会費)

第3条 賛助会員の年会費は、1000円とする。

附 則 本細則は、2020年6月13日をもって施行する。